

人事委員会議事録（第1639回）

1 開催日時

令和2年8月6日（木）15：00～16：00

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	岡野揮代美	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1638回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（8月7日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

最終面接試験の結果、合格予定者数を確保できないこともあるのか。

（事務局）

合格基準に達していない者が多数いる場合には、合格予定者数を下回ることもあり得る。

（委員）

筆記試験順位上位の者が不合格となっているケースが見受けられる。

（事務局）

1次面接試験で、志望動機が明確でない、あるいは若者らしい行動力や積極性が不足していると評価されたものである。

（事務局）

1次面接試験の試験員には、各職種の現場勤務の職員も加わっており、配属される職

場への適応性等を判断した結果、筆記試験の上位者が不合格となることもある。

(委員)

採用後の追跡調査は行っているのか。

(事務局)

次年度以降の採用試験の参考とするため、一定数を抽出して直属の上司に勤務状況などを聴取している。

(委員)

面接重視だと何が悪くて不合格となったのかわからない学生も一定数いるのではないかと。筆記試験の成績を確実に反映させる方がかえってよい人材が採用できるかもしれない。特に専門職種は、専門知識をもう少し重視してもよいのではないかと。

また、面接のパフォーマンスで一生が決まってしまうということは、真面目にコツコツ勉強してきた受験者に不利なのではないかと。配点をもう少し考えて欲しい。

(事務局)

公務員試験対策の受験勉強しにくい受験者が増えてきたことへの対応策として、面接重視という現在の方向性になっているが、面接試験のあり方については、配点が適切かということも含め検討していく。

報告事項 1

民間給与実態調査（2次調査分）の日程

給与課長が、標記調査の日程等を説明した。

(委員)

民間給与実態調査が3ヶ月程度遅れるとなると、その後の日程がかなり厳しくなる。人事院勧告は10月になっても出そうにないのではないかと。

(事務局)

人事院勧告の実施時期は、調査結果集計期間を考慮すると早くも10月末。また、特別給与は9月、月例給与は10月以降というように、2回に分けた勧告となることも想定しているが、人事院は現時点で未定としている。

(委員)

今年は、人事委員会勧告の日程も人事院勧告の時期に合わせて、流動的にならざるを得ないということか。

(事務局)

現時点での状況では、そのように考えている。

報告事項 2

公務員の定年引上げ

給与課長が、公務員の定年引上げについて内容及び実施時期等を説明した。

(委員)

地公法の改正は、令和4年4月施行となっているが、それまでに定年引上げに関する条例が制定されるということか。

(事務局)

そのようなスケジュールになる。したがって、議会に上程される条例に対して人事委員会の意見を求められることになる。

(委員)

今回の大きな改正点は、60歳を超えた全員がフルタイム勤務になるということか。

(事務局)

定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられることになるので、定年退職までの間、全職員がフルタイムで勤務することになる。

(委員)

定年引上げにより、退職金はどうなるのか。

(事務局)

退職手当は、退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給率を乗じて算出する。定年引上げ後、60歳を超える職員の給料月額は7割水準となり、退職時の給料月額で算出すると職員に不利が生じることから、60歳時点の給料月額で算出する。

また、勤続年数に応じた支給率は、勤続35年で頭打ちになるため、新卒入庁者の場合は60歳時点で頭打ちの率に到達しており、定年引上げによって勤続年数が増えても退職手当が増えることはない。

(委員)

現行の再任用フルタイムと定年引上げ後の60歳超職員の給料月額の比較はどうか。

(事務局)

再任用フルタイムの給料月額は、60歳以前に比べて7割ほどの水準になっているため、給料月額はさほど変わらない。しかし、期末勤勉手当の支給月数が、再任用は2.35月であるのに対し、60歳以前と同様に4.5月支給されることから、年収ベースでは改善になる。

(委員)

定年が引き上げられることにより、若い職員を採用しにくくなるのか。

(事務局)

現在の職員定数を維持するのであれば、高年齢層の職員が退職しないことにより、新規採用が難しくなる。職員構成上どう対応するかについて検討する必要がある。

(委員)

公務と民間の勤務形態の比較において、公務の方が民間に比べてフルタイム勤務の職員が少ない理由はなにか。

(事務局)

公務においては、フルタイム勤務の選択可能期間は、年金受給権発生日の属する年度までとしている。また、フルタイム勤務が可能とされていても職員の希望により短時間勤務も可能であり、こられのことがフルタイム勤務の職員が少ない要因と考えられる。

(委員)

令和4年4月に法律が施行されると、全国一律に制度が変わるということか。

(事務局)

国及び全国の地方公共団体で一律に定年引上げの制度が導入されることになる。

閉 会